

## 国費契約におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

島根県警察本部

島根県警察本部では、オープンカウンター方式による見積合わせを下記のとおり実施しています。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

### 1 定義

オープンカウンターとは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約において、見積りの相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者(以下「参加者」という。)からの見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式のことです。

### 2 調達案件

島根県警察のホームページで、オープンカウンター方式として公開した案件を対象とします。

### 3 見積合わせに参加する者に必要な資格等

原則として次に定める条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

### 4 見積書の提出

- (1) 見積書の提出方法は、持参、郵送、FAX 又は電子メールとし、手段を問わず、提出期限内必着とします。
  - ア 持参及び郵送による場合は、封筒の表に「〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と記載してください。
  - イ FAX 又は電子メールで提出する場合は、下記12に必ず到着の確認を行ってください。
- (2) 見積書は任意の様式としますが、以下の事項を記載してください。
  - ※ 別添「見積書記載要領」を参照してください。
  - ア 見積書作成年月日
  - イ 宛名「島根県警察会計担当官」
  - ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）
    - ※代表者印の押印省略可。押印を省略する場合、当該書類を発行することができる権限を有する者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
  - エ 案件名称（品名等）
  - オ 見積金額（消費税及び地方消費税込）
- (3) 以下のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。
  - ア 必要な資格を満たさない者が提出したもの
  - イ 見積書の記載及び押印に不備があるもの
  - ウ 同一の案件について、2通以上提出されたもの
  - エ 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合若しくは疑いのある場合
  - オ 金額を訂正したもの
  - カ 錯誤により提出されたと認められるもの
  - キ 誤字、脱字等により、意思表示が明確でないもの
  - ク 提出期限までに到達しなかったもの
  - ケ 見積書作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項  
参加者は、見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとします。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった場合は、当該者の提出した見積書を無効とします。
- (5) 見積書提出先  
下記12の場所と同じ

## 5 役員名簿の提出

見積書の提出に併せて役員名簿（別添様式）を提出してください。

## 6 同等品について

仕様書に「同等品可」と記載された案件において、同当品により見積りをする場合は、見積書提出前に、同等品と認められるかどうかについて、仕様書中の照会先へカタログ等（品名、規格の分かるもの）を提出し、承認を得る必要があります。

## 7 契約相手方の決定

見積合わせは、見積書提出期限日以降に実施します。

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

ただし、財産の売払契約については、予定価格の範囲内で最高価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

契約金額は、原則として、見積書に記載されてる金額（消費税込み）となります。

## 8 見積合わせの結果

契約の相手方として決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された方は、見積書提出期限日以降に、下記12にお問い合わせいただければ、契約の相手方及び金額についてお伝えします。

## 9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

## 10 支払条件

履行完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に国庫金の振込払とします。

## 11 その他

(1) 見積書作成に要する費用等は、参加者の負担とします。

- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 同価の見積りが2者以上あった場合、予決令第83条各号の定めにより、「くじ引き」により決定します
- (5) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、別途選定した者へ見積書の提出を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (6) 会計担当官の都合により、調達を中止する場合があります。

## 12 問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電 話 0852-26-0110(内線2241～2243)

F A X 0852-28-7111

E-mail pph-kaikei@pref.shimane.lg.jp